

大阪市告示第1085号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年8月4日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年8月12日（火）	
	令和7年8月18日（月）	
	令和7年8月25日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年8月4日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年8月12日（火）	
	令和7年8月18日（月）	
	令和7年8月25日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年8月2日（土）から 同月3日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年8月9日（土）から 同月10日（日）まで	
	令和7年8月16日（土）から 同月17日（日）まで	
	令和7年8月23日（土）から 同月24日（日）まで	

	令和7年8月30日（土）から 同月31日（日）まで	
<p>大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場</p>	令和7年8月1日（金）から 同月3日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前1時まで
	令和7年8月5日（火）から 同月6日（水）まで	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年8月7日（木）	午前6時30分から 翌日午前2時まで
	令和7年8月8日（金）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年8月9日（土）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和7年8月10日（日）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年8月11日（月）	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年8月13日（水）から 同月14日（木）まで	翌日午前0時15分 まで
	令和7年8月15日（金）から 同月17日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年8月19日（火）	午前6時15分から 午後11時45分まで

令和7年8月20日（水）	午前6時30分から 翌日午前1時30分 まで
令和7年8月21日（木）	午前6時30分から 翌日午前2時まで
令和7年8月22日（金）	午前6時15分から 午後11時45分まで
令和7年8月23日（土）から 同月24日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年8月26日（火）	まで
令和7年8月27日（水）	午前6時15分から 翌日午前4時まで
令和7年8月28日（木）から 同月30日（土）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
令和7年8月31日（日）	午前6時30分から 翌日午前2時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）